

焼津市入札参加資格停止業者一覧

※ 適用条例、適用区分は、「焼津市競争入札参加資格停止措置要綱」に定めるところによる。

業者名	適用条例	適用区分	期間	開始日	終了日	理由
新明和工業株式会社	別表2第4号	独占禁止法違反行為	3ヶ月	R7.12.10(水)	R8.03.09(月)	特定特装車製品の製造販売業者として、他の事業者と共同し特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から認定を受けたため。なお、当該業者は排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者ではないため、措置期間を軽減する。
日本交通技術株式会社	別表2第4号	独占禁止法違反行為	6ヶ月	R8.01.15(木)	R8.07.14(火)	特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	別表2第4号	独占禁止法違反行為	3ヶ月	R8.01.15(木)	R8.04.14(火)	特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。なお、当該業者は課徴金の減免制度の適用を受けているため、措置期間を軽減する。
大日コンサルタント株式会社	別表2第4号	独占禁止法違反行為	3ヶ月	R8.01.15(木)	R8.04.14(火)	特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。なお、当該業者は課徴金の減免制度の適用を受けているため、措置期間を軽減する。
株式会社トーニチコンサルタント	別表2第4号	独占禁止法違反行為	3ヶ月	R8.01.15(木)	R8.04.14(火)	特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。なお、当該業者は課徴金の減免制度の適用を受けているため、措置期間を軽減する。